

有機フッ素化合物（P F A S）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

2016年1月、沖縄県が北谷浄水場の取水源がP F A Sに汚染されていることを明らかにしてから10年が経過した。また、沖縄県が公表した「米軍基地（普天間飛行場）とP F O S等の問題について」では、2025年2月、専門家会議が「汚染メカニズムがおおむね把握されたことから、P F O S等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まった」と総括しており、嘉手納基地についても汚染源である蓋然性が高くなった。

環境汚染の問題解決の原則は、汚染源を特定することと、それに基づいて汚染者負担を適用することだが、沖縄県や沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会、地元自治体が幾度も基地内立入調査を要請してきたにもかかわらず、実現していない。

P F A Sの健康への影響について、国は「国内では健康被害はない」としているが、エコチル調査による研究をはじめ、国内でも健康への影響を懸念する研究報告が相次いで発表されている。命の源である「水」は、私たちの生活に欠かせないものであり、その命の水がP F A Sに汚染されているにもかかわらず、汚染源が特定できていないことは県民に大きな不安を与えており、さらに水だけではなく土壌にも汚染が広がるなど、深刻な状況となっている。

また、国は「米側に対し、様々な機会を捉えて伝達している」「政府として、日米合同委員会合意等の枠組みが地元の方々の関心に応えられるよう運用されていくことが重要である」としていることから、環境補足協定だけではなく1973年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意に基づき、地元自治体の米軍基地内への立入調査を早急に実現すべきである。

さらに、北谷浄水場ではP F A Sの低減に有効な高機能粒状活性炭が使用されているが、その更新にかかる費用、約16億円に国の補助金が使えず、沖縄県が全額負担することになれば、県民に不当な負担を強いることとなる。予防原則に則って、汚染源として蓋然性が高い米軍基地のP F A Sを除去できるまでの間、北谷浄水場の高機能粒状活性炭をはじめとするP F A Sの低減や除去等にかかる費用は、国の責任において負担すべきである。

よって、有機フッ素化合物（P F A S）による汚染源の特定と根本解決のため、下記事項について要請する。

記

1. 米軍基地内立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行うこと。
2. 汚染源を特定し、速やかに根本解決に向け取り組むこと。
3. 予防原則に則って、汚染源の特定から根本解決までの間、P F A Sの低減や除去等に関して国が恒常的に費用を負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長